

## 岐阜県福祉サービス第三者評価事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、岐阜県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、評価機関の評価手法及び内容を定めることを目的とする。

### (評価対象事業)

第2条 第三者評価の対象事業は、岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会（以下「推進審議会」という。）が別に定める事業とする。

### (評価事業)

第3条 評価機関は、推進審議会が別に定める評価基準に従い、事業の種類ごとに評価事業を実施する。ただし、推進審議会が別に定める評価基準に独自の評価項目を追加して評価事業を行うことを妨げない。

### (契約)

第4条 評価機関は、第三者評価事業を行うにあたっては、福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）と文書による契約を行うものとする。

2 契約書には、契約金額、評価機関の義務、事業所の義務、契約変更、損害賠償等必要な事項を盛り込むものとする。

3 評価機関は、契約にあたって、事業所に事業の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

### (評価調査者の責務及び業務)

第5条 一件の評価事業は、認証要綱第2条第1項第5号エの規定に基づく2名以上の評価調査者が一貫して実施すること。

2 評価調査者が評価事業に従事する場合は、必ず評価調査者養成研修修了証書を携帯し、事業所及び利用者等に対する調査等を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施すること。

3 評価事業の実施にあたっては、評価者の選定、評価手法の遵守、評価結果の決定、事業所との連絡調整等について、評価機関が責任をもって行うこと。

また、各評価機関が定める倫理規程及び守秘義務に関する規程等を遵守し評価事業にあたること。

4 一件の評価事業では、利用者調査、事前調査及び訪問調査を実施すること。

### (利用者調査)

第6条 評価機関は、評価事業の一環として、利用者本人や保護者等のサービスに関する意向を把握するため利用者調査を実施し、その結果を事前調査及び訪問調査の資料として活用するものとする。

### (事前調査及び訪問調査)

第7条 評価事業は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した事前調査及び訪問調査により実施する。この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

2 事前調査は、事業所が行う評価基準等に関する自己評価の結果と当該事業所の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとにサービスの実施状況等を把握する。

3 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業所自らが、各部門の従事する職員、経営者又は管理責任者等を実施し、経営者又は管理責任者及び各部門担当指導職員等の合議などにより作成するものとする。

4 訪問調査は、事前調査及び前条に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って事業所の運営状況やサービス実施状況を把握・検証するものとする。

(評価結果の報告等)

第8条 評価機関は、評価結果を作成、事業所に報告し、内容を説明するとともに評価結果の公表について当該事業所の同意を得るものとする。

2 評価機関は、推進審議会に対して、その評価結果及び公表に関する同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第9条 評価機関及び推進審議会は、事業所の同意を得られた評価結果を別に定める公表要領及び認証要綱第3条第3号の規定に基づき公表する。

(その他)

第10条 この要領の実施に関して必要な事項は、実施細則により定める。

附 則

この要領は、平成16年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。